第六条の二十三の二第一号中「本条」を「この条」に、「、第八十一条の二十二第一項又は第百二条第一項若しくは第百四条第一項」を「又は第八十一条の二十二第一項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に、「、第一号の三又は第二号」を「又は第三号」に改め、同条第二号中「本条」を「この条」に、「第一号の二」を「第二号」に改め、同条第三号中「第一号の二」を「第二号」に改める。

第七条第七号中「第七条の十五の十一第六号」を「第七条の十五の七第六号」に改める。

第七条の四中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第二十七項」に改める。

第七条の十五の九中「第三十四条第八項第二号」を「第三十四条第八項第六号ロ」に改め、同条を第七条の十五の十四とする。

第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る。

第七条の十五の六の見出しを「（年金給付契約の対象となる契約の範囲）」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項第五号の二」を「第三十四条第八項第四号」に改め、同項第一号中「第三十四条第一項第五号イ」を「第三十四条第八項第一号イ」に、「生命保険契約」を「契約」に、「同項第五号の二」を「同条第一項第五号ハ」に改め、「特約が付されている契約」の下に「又は他の保険契約に附帯して締結した契約」を、「にあつては、当該特約」の下に「又は他の保険契約」を加え、「。次号及び第三号において同じ」を削り、同項第二号中「第三十四条第一項第五号ロに掲げる簡易生命保険契約」を「第三十四条第八項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約」に改め、「当該契約の内容」の下に「（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）」を加え、同項第三号中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に、「第七条の十五の三第一号」を「第七条の十五の十第一号」に改め、「当該契約の内容」の下に「（法第三十四第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）」を加え、同項第四号中「第七条の十五の三第三号又は第四号」を「第七条の十五の十第三号又は第五号」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条の十五の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件）

第七条の十五の十三　法第三十四条第八項第四号ハに規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一　当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日（六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日）で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

二　当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

三　第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

第七条の十五の五の見出し中「生命保険契約等となる」を削り、同条中「第三十四条第一項第五号ホ」を「第三十四条第八項第一号ニ」に改め、同条を第七条の十五の十一とする。

第七条の十五の四を削る。

第七条の十五の三の見出しを「（生命共済契約等の範囲）」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に改め、同条を第七条の十五の十とする。

第七条の十五の二の見出し中「生命保険契約等」を「保険契約等」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項第五号イ」を「第三十四条第八項第一号イ」に、「生命保険契約は」を「保険契約は」に、「生命保険契約の」を「保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約の」に、「保険金」を「保険金等」に、「第六条第二項」を「（平成十年法律第百十四号）第六条第二項」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に、「共済金」を「保険金等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第三十四条第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

第七条の十五の二に次の一項を加える。

4　法第三十四条第八項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

第七条の十五の二を第七条の十五の九とする。

第七条の十五の見出しを「（旧生命保険料の対象とならない保険料）」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金」を「第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金」に改め、同条第一号中「第三十四条第一項第五号ニ」を「第三十四条第八項第二号ニ」に、「次条第三項に規定する保険契約に該当するもの」を「同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）」に改め、「損害保険の」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項第五号ニに掲げる保険契約」を「第三十四条第八項第二号ニに掲げる契約」に、「同条第八項第一号」を「同項第六号イ」に、「損害保険契約（次条第三項に規定する保険契約」を「契約（傷害保険契約」に改め、同条第三号を削り、同条を第七条の十五の二とし、同条の次に次の六条を加える。

（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第七条の十五の三　法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき計算した剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等（当該介護医療保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3　法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額に、同年中に支払つた当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。